

様式第4号

平成21年度 第1回
桐生市公共工事等入札監視委員会審議概要

開催期日	平成21年7月15日(水)
開催場所	桐生市市民文化会館 4階国際会議室
出席委員	委員長 白田佳充(弁護士) 委員長代理 清水義彦(大学教授) 委員 大武ゆかり(税理士)
市側出席者	総務部長、都市整備部長、水道局長、黒保根支所長、他20名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である辻委員から次のとおり抽出結果の報告が行われた。 (抽出結果報告) (1)平成20年度下半期に発注した工事208件、測量・コンサルタント等の委託22件の中から8件を抽出し、審議の優先順位を付した。 (2)今回の抽出は、落札率、担当課(工事種別)、入札方式、落札金額のバランスを考慮する中で、8件の抽出を行ってみた。</p> <p>2. 抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. 次回の定例会議の抽出当番委員について 白田委員長が抽出することとなった。</p> <p>4. その他 (1)次回会議は、平成21年11月18日(水)午前10時から、開催することとなった。</p>

委 員	事 務 局
<p>1 . 桐生市新里地区複合施設建設特殊基礎工事</p> <p>(入札方式：1社随意契約 発注担当課：建築住宅課、契約金額:39,375,000円)</p> <p>業者選定理由の第6号該当とはどのようなものか。</p> <p>具体的にはどのようなことか。</p> <p>随意契約の場合、予定価格は事前に業者に知らせるのか。</p> <p>工事価格の積算内容を発注者側として検討するのか。</p> <p>1回目と2回目の見積りの期間はどのくらいあるのか。</p> <p>見積り合せは何回するのか。</p> <p>2 . 雨水管渠築造工事</p> <p>(入札方式：1社随意契約、発注担当課：道路河川課、契約金額：6,058,500円)</p> <p>業者選定の理由を説明してほしい。</p>	<p>「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当し、現に履行中の工事を履行中の契約者以外の者に履行させることが不利の場合に随意契約が認められているものである。</p> <p>今回、杭工事と建築主体工事とに分けて発注したが、同じ場所で工事を行う都合上、工期の短縮、経費の削減、安全で円滑な遂行を確保するために第6号該当とした。</p> <p>1社随契の場合は事前には知らせない。このため、予定価格を上回る場合は、数回の見積りを行うこととなる。</p> <p>業者の積算内容の検討は行わない。市側で設計・積算を行う際に杭工事は特殊工事なので、杭業者から見積りを聴取するとともに、実勢価格調査も行う。</p> <p>その場で間を置かず、2回目を行う。</p> <p>基本的には2回となっているが、状況によって3回目で落札しそうな場合は、3回行うこともある。</p> <p>同一路線にて、下水道課で実施している工</p>

<p>前の工事と工事場所が重複しているということか。</p> <p>5番の工事と一貫しているということか。</p> <p>車両通行止めにしたことにより契約変更になっているが、事前に想定できなかったのか。</p> <p>落札率が69.24%と低いように思われるが。</p> <p>2番と5番が同業者だったので抽出したが、同業者なら条件付き一般競争でも取れたと思われるが、5番の落札率は高いが2番の随意契約の方は低いので、きちんと工事されているなら業者選定について問題はないと思われる。</p> <p>5番の工事と一体化して入札できなかったのか。</p> <p>連携すれば合理性があると思うが、条件付き一般競争入札にすれば、なお合理性がで</p>	<p>事と工事場所が一部重複することから、資材、仮設費、諸経費の観点から、一工事箇所でも2業者以上が施工することは割高になるため、当該業者と1社随意契約を行うもの。</p> <p>今回審議案件となっている5番の工事が重複している工事になる。</p> <p>他の業者でもできるが、工事現場が重複することから、施工管理面から、同一業者一社で行うことが妥当であると考えたものである。</p> <p>隣接者の要望により、民地復旧の増工などの必要性が生じたため、交通制限の期日までにどうしても工事が終了できなかった。このため、止む無く片側通行止めとして、誘導員を配置した。</p> <p>同じ現場内なので、諸経費等が削減できたものと思われる。</p> <p>5番の下水道工事は国の補助事業であり、こちらの市単独の事業とは予算が違うので別々に執行せざるを得ないものと考えている。</p> <p>条件付き一般競争は概ね1000万円以上で行っているが、土木工事は市単独工事で</p>
---	---

<p>きるのではないか。</p> <p>5番の工事では、この業者の落札金額が他社とあまり差がつかなかったようであるが2番の工事と5番の工事が同時期に行われることは公表されるのか。</p> <p>5番の工事と2番の工事とでは、工事の内容自体が、それぞれ全く違うものなのか。</p> <p>3.6-3号線 生活道路整備工事 (入札方式：指名競争入札、発注担当課：都市計画課、契約金額：23,100,000円)</p> <p>添付された資料で、「登録データ閲覧調書」は他の案件にはないようであるが。</p> <p>今回、指名競争入札にした理由は。</p> <p>まちづくり交付金事業が国庫補助事業のため、入札の実施が遅れたのか。</p>	<p>あり、下水道工事は国の補助がついて行っているので一緒にはできない。</p> <p>上半期の発注工事として、公表している。</p> <p>内容は同じ土木工事であるが、雨水の排水施設を設置する2番の工事と下水道幹線整備を行う5番の工事とでは工事の性格そのものが違っている。</p> <p>紙入札の場合には「一覧調書」があるが、電子入札で実施した場合には、一覧調書の代わりに電子データの打出しとして、「登録データ閲覧調書」を資料として添付している。</p> <p>条件付一般競争入札は公告から改札まで時間が掛かるので、緊急性の高い今回の案件については、Aランク業者全社を対象にした指名競争入札とした。案件によっては、工期の短縮を図るため指名競争入札も行うが、その判断は指名選考委員会に諮っている。</p> <p>まちづくり交付金事業では、中通り大橋線事業の一環として付近の生活道路等を整備しており、入札が遅れたのは用地交渉が遅れたためである。</p>
---	---

4 .携帯電話等エリア整備事業鉄塔整備工事

(入札方式：指名競争入札、発注担当課：
黒保根支所地域振興整備課、契約金額：
4,618,000 円)

請負工事ができるのは、NTT の下請けだけか。

2 社の他に指名する業者はないのか。

参加業者が限られてしまうのは、独占企業の面もみられるが、地域としての地理的な問題があるので仕方ないように思われる。

5 . 流域関連公共下水道事業広沢川八号雨水幹線築造工事(4 工区)

(入札方式：条件付き一般競争入札、発注担当課：下水道課、契約金額：24,759,000 円)

契約変更は地下埋設物を回避するため、土工量が増えたことが原因か。

契約金額はどうして下がるのか。

落札した業者によっては、契約金額を減らされるということか。

この事業を行うのは NTT のみで、他の関連会社は参入していないため、参加できるのは、NTT の協力会社だけとなっている。

業者登録があるのは、この 2 社のみであり、NTT がアンテナを設置することとなる。黒保根地区は山間部のため、携帯電話会社が自主的にアンテナを建ててくれるような状況にない。このため今回のように国が行う事業に黒保根地区を参画させることにより、携帯電話等のエリアを広げているという経緯がある。

今回の工事現場の近くで「近接工事」として、減額を行う規定となっている工事を該当業者が持っているため減額したことと、ご指摘の土工量の増工によるものである。

同じ場所で同じ業者が請負っている工事がある場合には、施工管理面から減額している。

契約に関する規則 2 2 条の 3 項で近接工事を落札した業者は減額変更するとあり、近接工事に該当することの公告も行っている。

<p>減額した業者と打合せできるのか。</p> <p>安く落札できるのは、立地条件や業者の近所等、種々な条件があるということか。</p> <p>6 . 桐生市立天沼小学校耐震診断業務委託 (入札方式：1社随意契約、発注担当課：建築住宅課、契約金額：10,815,000円)</p> <p>市内全部の小・中学校について耐震診断は全てこの業者に依頼をしているのか。</p> <p>請負業者となっているこの協会はどのようなシステムになっているのか。</p> <p>予定価格はどのように出すのか。</p> <p>協会の独占のように感じるが、実際に診断業務を行う中で、市内業者は参加しているのか。</p> <p>1棟1棟を分けて、市内業者により入札にできないか。</p> <p>7 . 桐生市道路台帳整備業務委託 (入札方式：指名競争入札、発注担当課：道路河川課、契約金額：8,347,500円)</p> <p>この委託は、一業者が継続して行っているのか。</p>	<p>業者と協議はするが、反対意見は出ない。</p> <p>ご指摘のとおりであるものと考えている。</p> <p>年度は2年にまたがっているが、全てこの業者である。</p> <p>県内の設計士で組織する協会であり、市内の設計業者が単独では、耐震診断はできない状況にある。</p> <p>県の算定基準を基に積算している。</p> <p>今回の業務には、市内の3業者が参加している。</p> <p>個人個人で診断を行うと、耐震補強に対する考え方の差があるため、県の判定委員会に通らなくなる可能性があり、また、年度内に結果も出さなければならない関係から、人数の動員のできる同協会に任せている。</p> <p>継続して行っている業者である。</p>
---	--

<p>継続して行っていれば、委託料が安くなる可能性があるのか。</p> <p>この業者が継続して行っている理由はあるのか。</p> <p>8.ろ過池管廊電動弁修繕工事 (入札方式：指名競争入札、発注担当課：浄水課、契約金額：65,100,000円)</p> <p>以前行った工事に関する工事修繕か。</p> <p>入札業者の〇〇〇〇と〇〇〇〇は関連会社か。</p> <p>入札業者を8社とした業者選定数は多いのか。</p>	<p>競争の結果としては、委託料は下がっている。</p> <p>これまで行ってきた資料があるので、安く入札できるものと思われる。</p> <p>機器を手直しする修繕ではなく、部品の取換え工事になる。</p> <p>名称は似ているが、それぞれ別の会社である。</p> <p>設計金額1000万円以上は7社以上で入札することになっているので、水道業務の実績のある8社を選出した。</p>
---	---